

平成30年度第2回
横浜市学校規模適正化等検討委員会

次第

平成30年10月31日（水）
午後3時00分から
関内駅前第一ビル3階302会議室

1 開会

2 議事

- (1) 部会からの報告
- (2) 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直しについて

3 その他

- (1) 次回日程について

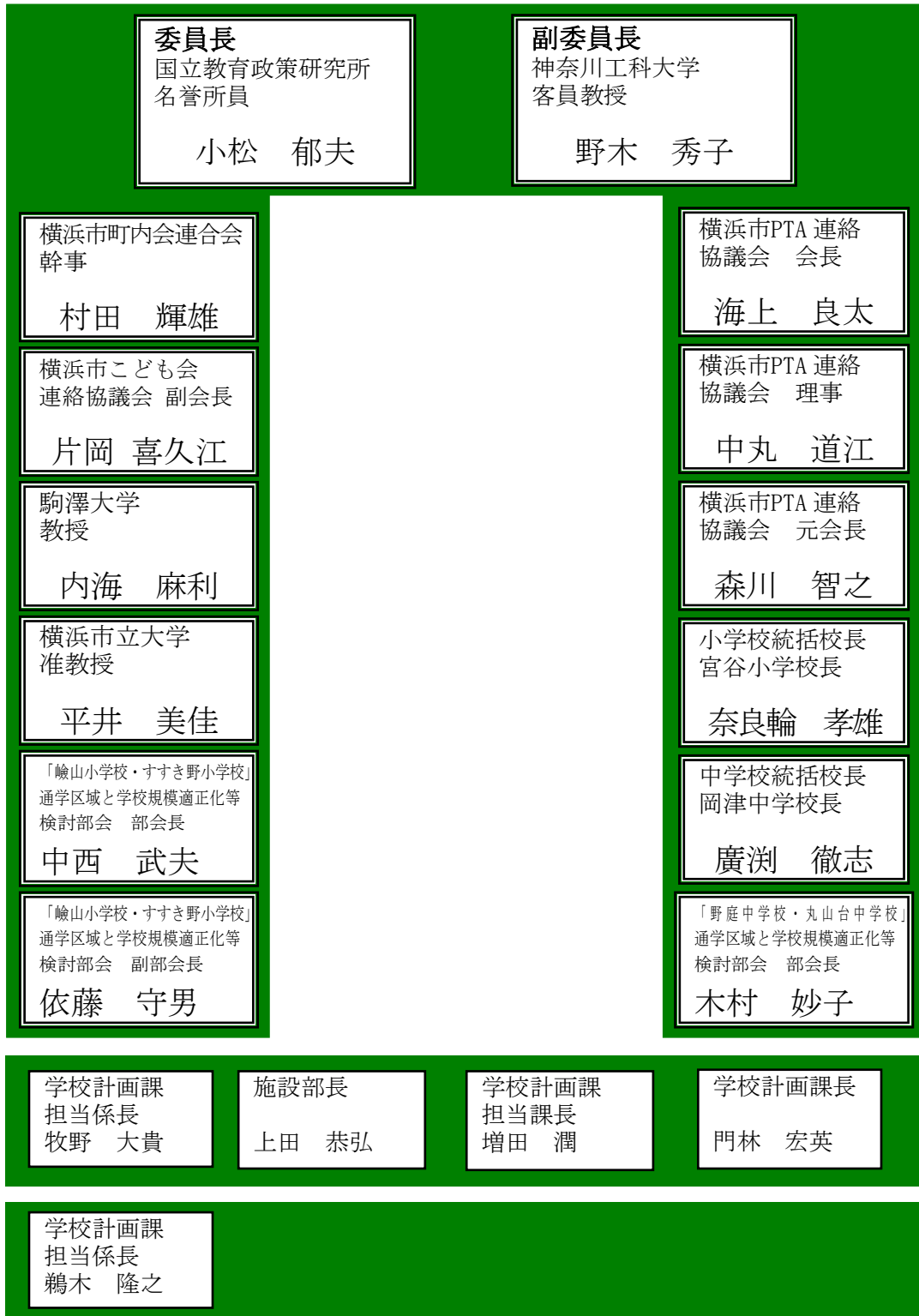
横浜市学校規模適正化等検討委員会 委員名簿 (H30.10.31現在)

(敬称略)

役職	氏名	所属・役職等
委員長	こまつ いくお 小松 郁夫	国立教育政策研究所 名誉所員
副委員長	のぎ ひでこ 野木 秀子	神奈川工科大学 客員教授
委員	うちうみ まり 内海 麻利	駒澤大学法学部 教授
委員	ひらい みか 平井 美佳	横浜市立大学国際総合科学部 准教授
委員	かたおか きくえ 片岡 喜久江	横浜市子ども会連絡協議会 副会長
委員	むらた てるお 村田 輝雄	横浜市町内会連合会 幹事
委員	うながみ りょうた 海上 良太	横浜市PTA連絡協議会 会長
委員	なかまる みちえ 中丸 道江	横浜市PTA連絡協議会 理事
委員	もりかわ ともゆき 森川 智之	横浜市PTA連絡協議会 元会長
委員	ならわ たかお 奈良輪 孝雄	小学校統括校長 (宮谷小学校長)
委員	ひろぶち てっし 廣渕 徹志	中学校統括校長 (岡津中学校長)
臨時委員	なかにし たけお 中西 武夫	「嶮山小学校・すすき野小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会 部会長
臨時委員	よりふじ もりお 依藤 守男	「嶮山小学校・すすき野小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会 副部会長
臨時委員	きむら たえこ 木村 妙子	「野庭中学校・丸山台中学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会 部会長

事務局	うえだ やすひろ 上田 恭弘	教育委員会事務局 施設部長
	かどばやし ひろひで 門林 宏英	教育委員会事務局 学校計画課長
	ますだ じゅん 増田 潤	教育委員会事務局 学校計画課担当課長
	いいだ しゅんすけ 飯田 俊輔	教育委員会事務局 学校計画課担当係長
	うのき たかゆき 鶴木 隆之	教育委員会事務局 学校計画課担当係長
	まきの たいき 牧野 大貴	教育委員会事務局 学校計画課担当係長
	やまもと しんたろう 山本 真太郎	教育委員会事務局 学校計画課担当
	ふなこし えみり 船越 咲里	教育委員会事務局 学校計画課担当

平成 30 年度第 2 回
 横浜市学校規模適正化等検討委員会 座席表
 (関内駅前第一ビル 3 階 302 会議室)



事務局

記者席

傍聴席

入口

(敬称略)

「嶮山小学校・すすき野小学校」通学区域と学校規模適正化等について

1 「嶮山小学校・すすき野小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会について

青葉区のすすき野小学校は平成 30 年 5 月 1 日現在、一般学級児童数 146 名、全学年単級の小規模校です。今後も小規模校の状態が継続する見込みであるため、地域や保護者の代表、学校関係者で構成される「嶮山小学校・すすき野小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会が設置されました。その後、学校運営協議会での議論を経て、平成 30 年 7 月より検討部会での諸課題の調査審議を行い、意見書がまとまりましたので、横浜市学校規模適正化等検討委員会に提出します。

(1) 検討経過

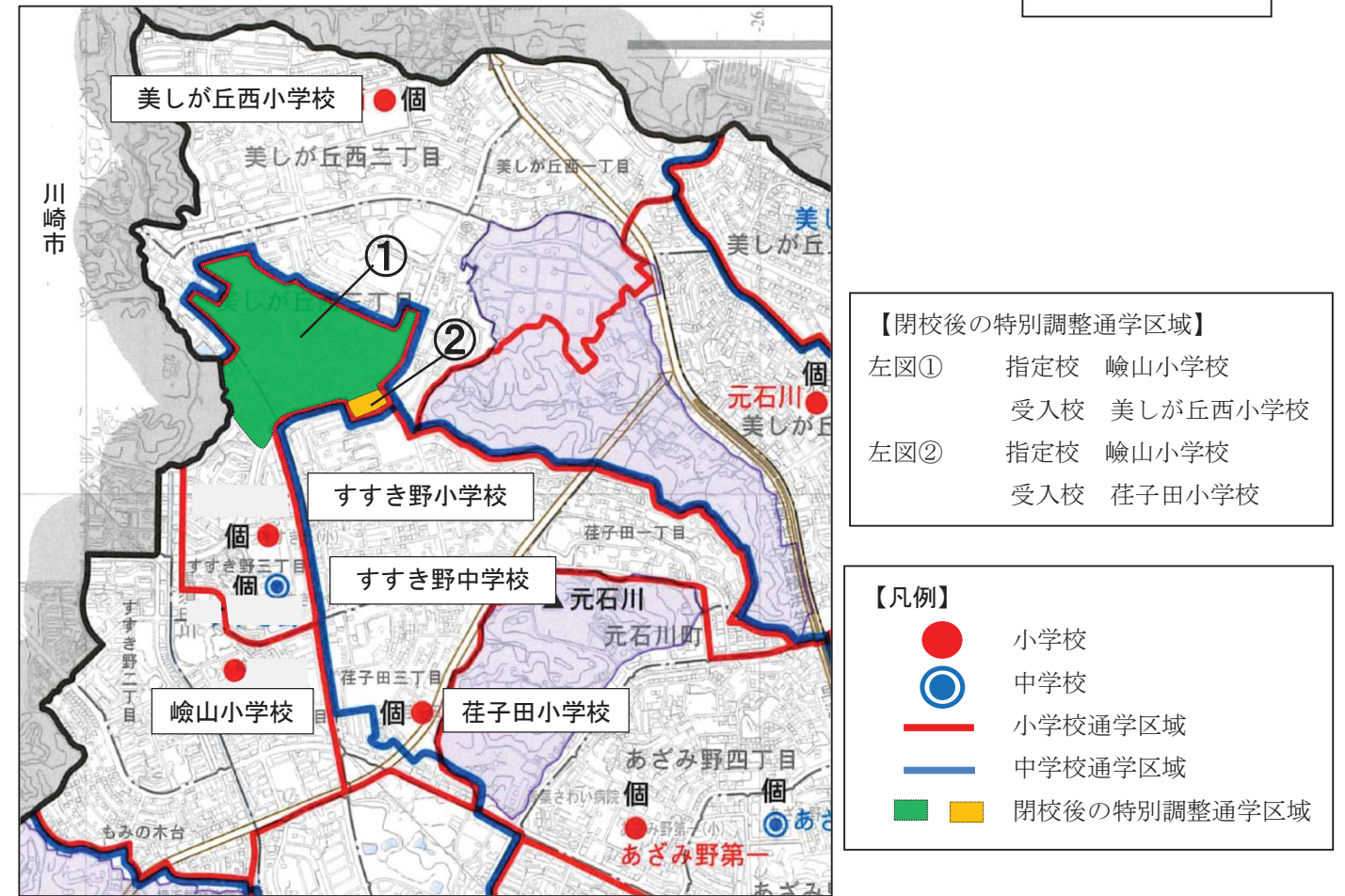
日程		会議	確認事項等
平成 29 年度	5 月	—	・すすき野小学校の保護者代表から教育長あてに、嶮山小学校などの近隣校との学校統合及び通学区域の見直しを求める要望書の提出
	9 月～2 月	学校運営協議会	・すすき野小学校を長期休校とし、同校児童は、その居住地最寄りの 3 校いずれかへ通学すること等を提言
平成 30 年度	7 月 18 日	第 1 回	・平成 31 年度末をもってすすき野小学校を閉校し、閉校するすすき野小学校をすすき野中学校の学校施設とすることを決定 ・閉校時にすすき野小学校に在籍する児童については、指定地区外就学許可を申請することにより、嶮山小学校のほか、美しが丘西小学校、荏子田小学校への就学を許可するよう配慮することを決定
	9 月 18 日	第 2 回	・平成 31 年 4 月にすすき野小学校に入学を予定する児童については、指定地区外就学許可を申請することにより、嶮山小学校、美しが丘西小学校、荏子田小学校への就学を許可するよう配慮することを決定 ・意見書、通学安全に関する要望書を決定

(2) 委員名簿 (全 26 名)

◎ 部会長 ○ 副部会長

中西 武夫 (青葉区社会福祉協議会 会長) ◎	依藤 守男 (すすき野連合自治会 会長) ○
長谷 文雄 (すすき野自治会 会長)	小林 慶子 (すすき野小学校父母と教職員の会 臨時委員)
林 富雄 (すすき野北自治会 会長)	岡村 晃江 (嶮山小学校 前 PTA 会長)
是永 務 (すすき野団地みどり自治会 会長)	東 里恵子 (嶮山小学校 PTA 会長)
工藤 護 (すすき野連合自治会 相談役)	須田 孝之 (嶮山小学校 特別委員会委員長)
齋木 稲子 (すすき野地区社会福祉協議会 会長)	山口 悦子 (すすき野中学校 PTA 代表)
近藤 幸枝 (すすき野地区民生児童委員協議会 会長)	門田 優 (美しが丘西小学校 PTCA 委員長)
内海 清子 (学校・地域コーディネーター)	鬼十 加奈恵 (荏子田小学校 PTA 代表)
三浦 尚美 (主任児童委員)	三橋 国雄 (すすき野小学校 校長)
大野 美江 (主任児童委員)	山口 昭代 (嶮山小学校 校長)
志村 功三 (特定非営利活動法人嶮山キッズクラブ 理事長)	高良 理 (すすき野中学校 校長)
関野 幸代 (すすき野小学校父母と教職員の会 前代表)	徳江 武司 (荏子田小学校 校長)
武蔵 亜紀 (すすき野小学校父母と教職員の会 代表)	江口 和良 (美しが丘西小学校 校長)

(3) 地図



(4) 意見書について

- ア 平成 32 年 3 月 31 日限りですすき野小学校を閉校とする。
- イ 閉校後のすすき野小学校はすすき野中学校の施設とする。
- ウ 閉校後の通学区域案について
すすき野小学校の通学区域全域は嶮山小学校の通学区域に変更する。
また、すすき野小学校の通学区域のうち、すすき野北自治会全域については、美しが丘西小学校、荏子田二丁目に属する地域については、荏子田小学校も選択できる特別調整通学区域を設定する。
- エ 閉校に伴う指定地区外就学許可制度の取り扱いについて
 - (ア) 閉校時にすすき野小学校に在籍する児童については、平成 31 年度に指定地区外就学許可制度を申請することにより、美しが丘西小学校や荏子田小学校への就学を許可するよう配慮する。
 - (イ) 平成 31 年度に指定校がすすき野小学校となる未就学児については、平成 30 年度に指定地区外就学許可制度を申請することにより、嶮山小学校や美しが丘西小学校、荏子田小学校への就学を許可するよう配慮する。

2 今後の予定

横浜市学校規模適正化等検討委員会から教育委員会へ答申した後、市会に横浜市立学校条例の改正について議案を提出し、市会の議決をもってすすき野小学校の閉校等について決定します。なお、通学区域については、教育委員会の承認後、別途、教育委員会規則改正の手続きを進めていきます。

平成30年10月31日

横浜市学校規模適正化等検討委員会

「嶮山小学校・すすき野小学校」
通学区域と学校規模適正化等検討部会「嶮山小学校・すすき野小学校」
通学区域と学校規模適正化等に関する意見書

当検討部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成25年9月横浜市条例第55号）に基づき、「嶮山小学校・すすき野小学校」の通学区域と学校規模適正化等について調査審議するため、平成29年6月28日、横浜市学校規模適正化等検討委員会に設置されました。

その後、学校運営協議会での議論及び検討部会での諸課題の調査審議を行い、これを取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

1 調査審議事項

(1) 学校規模適正化

児童の教育環境の維持・向上を図るため、すすき野小学校を閉校することが望ましいと考えます。

(2) 閉校の実施方法

ア すすき野小学校は、平成32年3月31日限りで閉校とすることが適当と考えます。

イ 閉校するすすき野小学校は、隣接するすすき野中学校の施設として管理することが適当と考えます。

(3) 閉校後の通学区域案

すすき野小学校の通学区域全域は嶮山小学校の通学区域に変更することが適当と考えます。

また、すすき野小学校の通学区域のうち、すすき野北自治会全域については、美しが丘西小学校、荇子田二丁目に属する地域については、荇子田小学校も選択できる特別調整通学区域を設定することが適当と考えます。

ア 通学区域の変更及び特別調整通学区域の設定時期及び対象者

通学区域の変更及び特別調整通学区域の設定時期については、平成32年4月とします。

対象者については、平成32年4月以降に小学校に入学または転入する児童とします。

イ 特別調整通学区域設定の対象区域

(7) 特別調整通学区域①

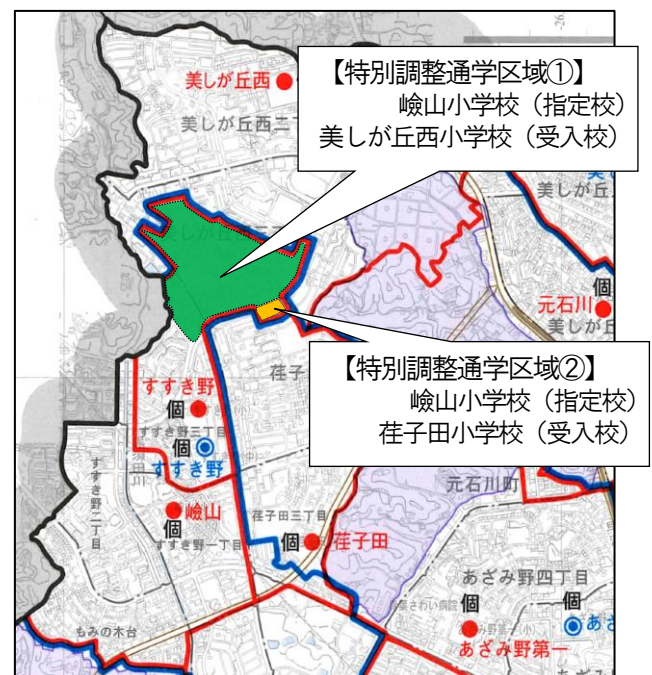
美しが丘西三丁目12番地から42番地まで、44番地、55番地、56番地、60番地、すすき野三丁目5番地

【指定校】嶮山小学校 【受入校】美しが丘西小学校

(4) 特別調整通学区域②

荇子田二丁目36番地

【指定校】嶮山小学校 【受入校】荇子田小学校



【凡例】

- 小学校
- 中学校
- 小学校通学区域
- 中学校通学区域
- 閉校後の特別調整通学区域

(4) 閉校に伴う指定地区外就学許可制度の取り扱い

ア 閉校時にすすき野小学校に在籍する児童については、平成31年度に指定地区外就学許可制度を申請することにより、美しが丘西小学校や荇子田小学校への就学を許可していただくよう配慮をお願いします。

イ 平成31年度に指定校がすすき野小学校となる未就学児については、平成30年度に指定地区外就学許可制度を申請することにより、嶮山小学校や美しが丘西小学校、荇子田小学校への就学を許可していただくよう配慮をお願いします。

(5) 通学安全の確保

すすき野小学校の閉校に伴う通学安全の確保については、別途、「嶮山小学校・すすき野小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会から関係機関に対し、通学安全に関する要望書を提出します。

2 その他、すすき野小学校の閉校にあたっての要望

- (1) すすき野地区では、新たなまちづくりを進めていく上で最も有効な資源がすすき野小学校です。地域住民にとっては、かけがえのない歴史的・文化的施設でもありますので、将来的な児童急増による学校施設としての活用も見据え、施設の維持管理や活用などへの配慮をお願いします。
- (2) 閉校までの期間においては、すすき野小学校と周辺校（嶮山小学校・美しが丘西小学校・荇子田小学校）での児童の交流を進めていただき、周辺校への円滑な移行を促進するようお願いします。
- (3) 良好な教育環境を確保するため、必要な施設整備や閉校に伴う支援について、最大限の努力をお願いします。
- (4) すすき野小学校の閉校後に児童が環境変化に順応できるよう、教職員の配置については、配慮をお願いします。
- (5) 閉校するすすき野小学校は、その歴史と伝統を嶮山小学校に引き継ぐとともに、卒業記念品等を含む関係資料の保存・記録をお願いします。

「野庭中学校・丸山台中学校」通学区域と学校規模適正化等について

港南区の野庭中学校は、平成 30 年 5 月 1 日現在、一般学級生徒数 164 人、6 学級の小規模校であり、今後も著しく小規模化が進行し、34 年度には全学年単級となることが見込まれていることから、隣接校である丸山台中学校と平成 32 年 4 月に学校統合を行います。

1 「野庭中学校・丸山台中学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会について

野庭中学校の適正規模化に向けて、隣接する丸山台中学校との間での具体的な対応について、教育委員会からの諮問に基づき、平成 30 年 3 月 28 日の横浜市学校規模適正化等検討委員会にて、「野庭中学校・丸山台中学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会を設置し、検討を進めてきました。平成 30 年 5 月より全 4 回の検討部会を開催し、このたび、部会としての意見書がまとまりましたので、横浜市学校規模適正化等検討委員会に提出します。

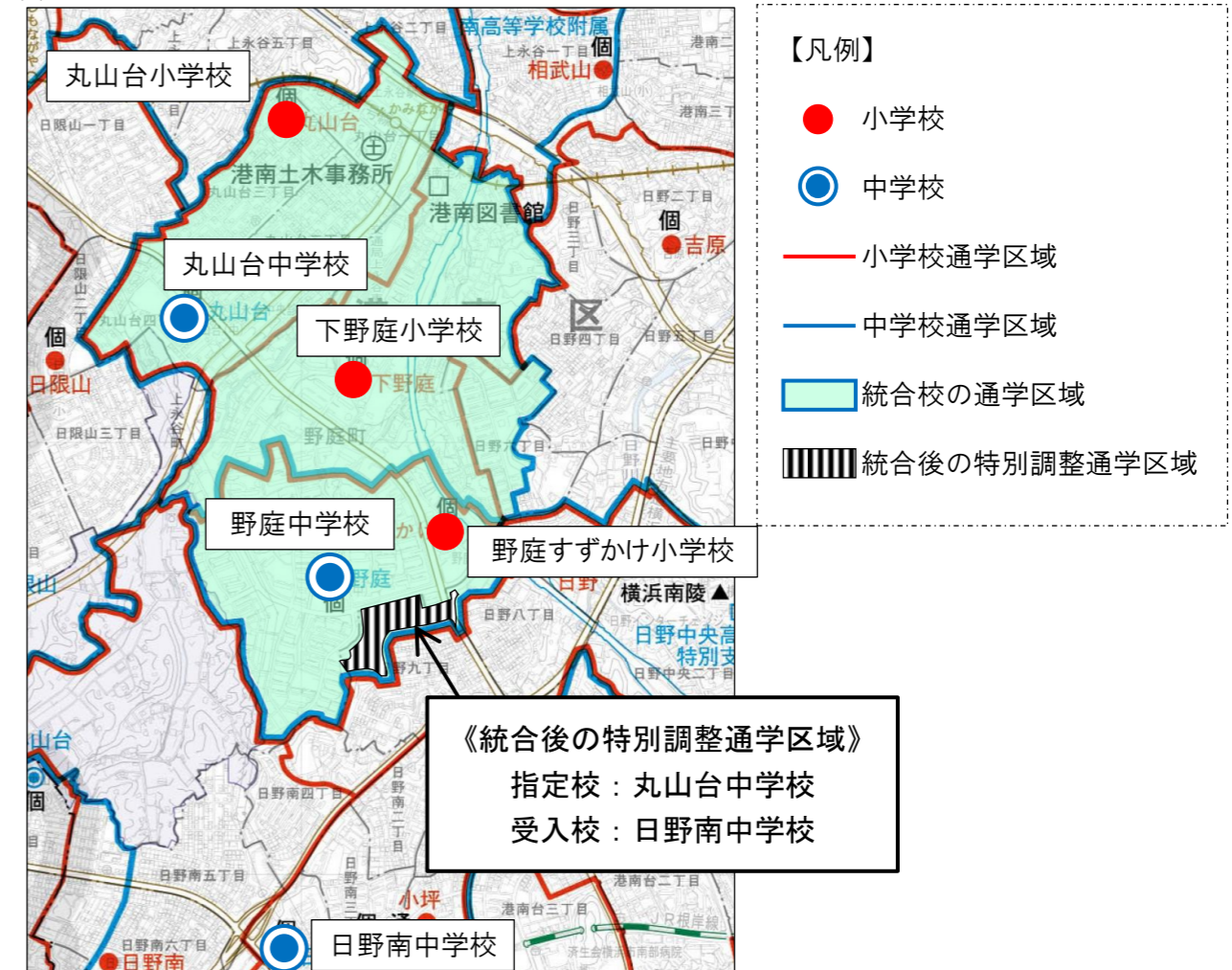
(1) 調査審議内容

日程	検討部会	主な調査審議内容	
平成 30 年度	5 月 23 日	第 1 回	・通学区域変更案や学校統合案を提示
	7 月 3 日	第 2 回	・保護者説明会を開催し、保護者の意見を踏まえて協議することを決定
	8 月 29 日	第 3 回	・追加検討案を提示 ・野庭中学校を閉校し、丸山台中学校と統合することを決定
	10 月 17 日	第 4 回	・意見書を決定

(2) 委員名簿（全 20 名）

部会長	木村 妙子	(野庭住宅連合自治会 会長)
副部会長	松井 祐子	(野庭中学校 P T A 会長)
	荒木 宏子	(丸山台中学校 P T A 会長)
部会委員	下西 葉子	(野庭住宅連合自治会)
	向後 和善	(野庭団地連合自治会 会長)
	山田 緑	(野庭団地地区民生委員・児童委員協議会 主任児童委員)
	田代 孝之	(日野連合町内会 会長)
	三橋 茂樹	(永野連合町内会 会長)
	阿曾 弘美	(丸山台自治会 会長)
	小後摩和雄	(日野第一連合町内会 会長)
	馬場 美樹	(野庭中学校 P T A 副会長)
	渡辺 雪子	(丸山台中学校 P T A 副会長)
	貫名 高広	(野庭すずかけ小学校 P T A 会長)
	石田 貴雄	(下野庭小学校 P T A 会長)
	糸氏 晃子	(丸山台小学校 P T A 会長)
	湊 浩一	(野庭中学校 校長)
	榎田 卓央	(丸山台中学校 校長)
	藤崎 健児	(野庭すずかけ小学校 校長)
	加藤 雅司	(下野庭小学校 校長)
新井 篤志	(丸山台小学校 校長)	

(3) 地図



(4) 学校統合の時期及び使用校舎について

平成 32 年 4 月に野庭中学校を閉校し、丸山台中学校と統合する。
統合校の使用校舎及び用地は、丸山台中学校を使用する。

(5) 学校名案について

丸山台（まるやまだい）中学校とする。

(6) 通学区域案について

統合校の通学区域は、野庭中学校と丸山台中学校の両校の通学区域を合わせた通学区域とする。
また、現野庭中学校の通学区域の一部に、日野南中学校も選択できる特別調整通学区域を設定する。

2 今後の予定

横浜市学校規模適正化等検討委員会から教育委員会へ答申、その後市会に横浜市立学校条例の改正について議案を提出し、市会の議決をもって統合校の学校名、統合校の開校時期等について決定します。

通学区域については、教育委員会での承認後、教育委員会規則改正の手続きを進めていきます。

横浜市学校規模適正化等検討委員会

「野庭中学校・丸山台中学校」
通学区域と学校規模適正化等検討部会

「野庭中学校・丸山台中学校」通学区域と学校規模適正化等に関する意見書

当検討部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成 25 年 9 月横浜市条例第 55 号）に基づき、「野庭中学校・丸山台中学校」の通学区域と学校規模適正化等について検討するため、平成 30 年 3 月 28 日、横浜市学校規模適正化等検討委員会に設置され、4 回にわたり「野庭中学校・丸山台中学校」通学区域と学校規模適正化等に関わる諸課題を調査審議し、これを取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

1 調査審議事項

(1) 学校規模適正化についての考え方

生徒の教育環境の維持・向上を図るため、野庭中学校を閉校し、丸山台中学校と統合することとし、統合校の丸山台中学校は、両校の歴史を引き継いで、新しい統合校の歴史を築いていくことが望ましいと考えます。

(2) 学校統合の実施方法

ア 統合後に使用する学校施設及び用地は、現在の「丸山台中学校」が適当と考えます。

イ 統合の時期は、平成 32 年（2020 年）4 月が適当と考えます。

(3) 統合校の学校名

統合校の名称は、「丸山台中学校」とすることが適当と考えます。

(4) 統合校の通学区域

統合校の通学区域は、野庭中学校と丸山台中学校の通学区域を合わせた区域とし、通学区域の変更時期は、統合校開校の平成 32 年（2020 年）4 月とすることが適当と考えます。

(5) 統合校の特別調整通学区域

日野住宅地自治会と日野町内会に属する区域（※）について、日野南中学校も選択できる特別調整通学区域を設定することが適当と考えます。

ア 関係する学校

現 在：野庭中学校（指定校）

設定後：丸山台中学校（指定校）

日野南中学校（受入校）

イ 設定時期及び対象者

統合校開校の平成 32 年（2020 年）4 月とし、平成 32 年（2020 年）4 月以降に中学校に入学または転入する生徒を対象とする。



(※) 特別調整通学区域の対象区域

港南区

日野八丁目 30 番 28 号、31 番 34 号から 31 番 45 号まで、日野九丁目 27 番 8 号から 27 番 22 号まで、39 番から 41 番 16 号まで、42 番から 48 番まで

2 その他、統合にあたっての要望

- (1) 両校の生徒には、統合の前後に、今までの経緯と両校の生徒が統合校をスタートさせることを校長から責任をもってしっかりと伝えて、動機付けを行っていくようお願いします。
- (2) 学校統合までの期間においては、両校で「両校の歴史を引き継いだ上で、統合校を開校する」という考え方にに基づき、交流事業や統合校の教育目標の設定等を進めていただき、統合校への円滑な移行を促進するようにお願いします。
- (3) 統合校の特色づくりに基づいた教育環境の確保のため、必要な施設整備について、最大限の努力をお願いします。
- (4) 統合校の円滑な運営を図るとともに環境変化に生徒が順応できるよう、統合校の教職員は、できるだけ両校の教職員をバランスよく配置するよう配慮をお願いします。
- (5) 今回の統合により誕生する新しい「丸山台中学校」には、これまで2校が築いた歴史を尊重し、できる限り関係資料等の保存・記録をお願いします。
- (6) 統合により生じる土地建物の活用に関しては、現在の学校が地域にとって様々な役割を担っていることから、地域の声などを踏まえ、地域防災拠点機能の継続等を含めて検討していただけるようお願いします。
- (7) 統合校開校後1年間は、野庭中学校のグラウンド及び体育館について、部活動等で生徒達が利用できるよう配慮をお願いします。

むすびに

野庭中学校・丸山台中学校の地区において、今回の両校の統合を契機に、保護者や地域住民による様々な学習活動への参画など、学校との連携・協力体制をより一層推進していきたいと考えています。

関係校をはじめ、教育委員会事務局、港南区役所など関係部署においては、野庭中学校と丸山台中学校の学校統合に向けて、環境の変わる両校の子どもたちや、閉校する野庭中学校周辺の地域住民に対し、細やかかつ十分な配慮をお願いします。

「池上小学校・菅田小学校」通学区域と学校規模適正化等
検討部会における検討状況について

1 概要

神奈川区の菅田小学校は、平成30年5月1日現在、12学級の学校ですが、今後6年間で児童数が現在の6割程度まで減少し、平成35年度には全学年単級になる見込みです。

そのため、菅田小学校の学校規模適正化に向けて、隣接する池上小学校との間で、具体的な検討を進めています。部会をこれまでに4回開催し、池上小学校と菅田小学校の両校を平成33年4月に学校統合すること、統合校の通学区域は両校の通学区域を合わせた区域とすること、統合後の使用校舎は池上小学校とすること等が部会の意見として決定されました。

今後は、統合校の学校名や通学安全に関する事項などについて検討される予定です。

2 これまでの検討経過

日付	会議	確認事項等
平成30年1月31日	第1回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> 要領確認、正副部会長選出 菅田小学校の学校規模の適正化に向けた検討案（3つの通学区域変更案と学校統合案）の提示
平成30年3月7日	第2回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> 通学区域変更案への1案追加 池上小学校と菅田小学校の両校を学校統合することを決定
平成30年4月26日	第3回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> 統合後の使用校舎を決定（現池上小学校） 統合校の通学区域を決定（池上小学校の通学区域と菅田小学校の通学区域を合わせた区域） 統合年度を決定（平成33年度）
平成30年7月10日	建替え対象校選定会議	<ul style="list-style-type: none"> 池上小学校を建替え対象校に選定（平成30年7月17日記者発表）
平成30年10月5日	第4回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> 通学安全点検の実施（11/1）を決定 菅田小学校通学区域の一部地域（右図A地区）について、指定地区外就学許可制度を弾力的に運用し、東本郷小学校、鴨居小学校（緑区）へ就学できるよう配慮することを確認
平成30年11月20日	第5回検討部会（予定）	<ul style="list-style-type: none"> 通学安全点検結果報告等（予定）

3 菅田小学校・池上小学校の推計値（※個別支援学級を除く）

		H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
菅田小学校	児童数	247	229	209	202	180	168	156
	学級数	12(11)	9	8	8	7	6	6
池上小学校	児童数	339	318	310	321	285	284	282
	学級数	12	12	12	11	11	11	10

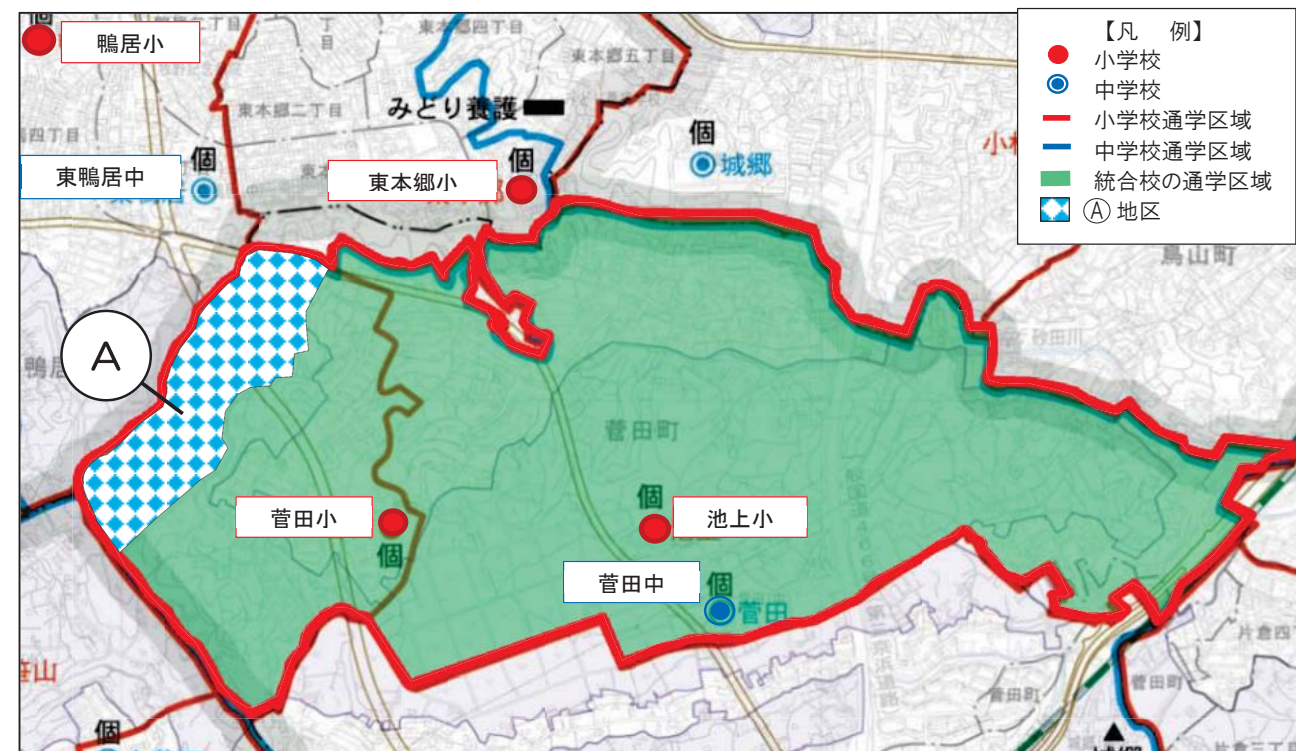
※平成30年度の義務教育人口推計値（網かけ部分は小規模校の状態）
 ※平成30年度の菅田小学校の学級数のうち、括弧内は標準学級数
 ※池上小学校：昭和2年4月開校、菅田小学校：昭和47年9月開校

4 統合校の推計

		H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
統合校	児童数				523	465	452	438
	学級数				17	16	15	15

※平成30年度の義務教育人口推計値に基づき算出

5 位置図



※第3回検討部会において、現池上小学校を統合校の校舎とすることが決定しています。

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針 改訂素案」について（概要）

※下線部は主な改訂部分

I 通学区域制度

1 通学区域制度の基本的な考え方

住所によって就学すべき学校を指定する通学区域制度を基本とする。

また、通学区域に関する問題を解消し、児童生徒の教育環境を改善するため、通学区域の変更や弾力化の方策を、保護者や地域住民等の理解や協力を得ながら進めていく。

2 通学区域設定にあたっての考え方

「学校規模」、「通学距離」、「通学安全」を基本としつつ、「地域コミュニティとの関係」や「行政区」、「小学校・中学校の通学区域」を総合的に配慮して設定する。

設定にあたっては道路、鉄道、河川等で地形的に通学区域が区分されていることが望ましい。

① 学校規模

小規模校と大規模校が隣接するなど、学校規模に不均衡が生じている場合は、各学校が適正規模となるように、通学区域の設定・変更等を検討する。

② 通学距離

本市では、市域の大半が市街地であり、その道路交通事情等の状況を踏まえると、自転車通学は困難であることから、徒歩による通学を原則とする。徒歩での通学を前提に、児童生徒の体力・通学安全などを総合的に勘案し、望ましい通学距離は、小学校では片道おおむね2キロメートル以内、中学校では片道おおむね3キロメートル以内とする。

③ 通学安全

児童生徒の通学時における安全を確保するため、道路交通事情をはじめとする通学路の安全環境を見極めた上で、関係区局で連携し、通学区域の設定や変更等を検討する。

④ 地域コミュニティ（自治会・町内会等）や行政区

自治会・町内会区域を分割する通学区域において、地域からまとまった要望が出た場合は、同一の自治会・町内会の児童生徒が同一の学校に通学することができるようにするなどの見直しを検討する。また、通学区域の設定・変更等にあたっては、行政区境との関係にも配慮する。

⑤ 小学校・中学校の通学区域

小学校の通学区域が2校以上の中学校の通学区域に分かれている場合で、同一中学校への進学者が極端に少なくなるときには、多数の進学者と同一の中学校に就学できるように通学区域の設定や変更、また、特別調整通学区域の設定等を検討する。

さらに、小中一貫教育の推進を考慮した通学区域の設定や変更等を検討する。

3 通学区域の適正化方策

「通学区域の変更」、「特別調整通学区域の設定」を基本として調整し、適正化を進める。

① 通学区域の変更

通学距離、通学安全、地域コミュニティとの関係、行政区、小学校・中学校の通学区域、学校の受入れ能力等に支障がない場合、通学区域の変更により適正化を図ることを基本とする。

② 特別調整通学区域の設定

通学区域の変更が諸事情により難しい場合は、特別調整通学区域の設定を検討する。

③ その他の方策

「通学距離」「通学安全」に関する課題が通学区域の変更や特別調整通学区域の設定で解消できない場合、または諸事情によりその変更や設定ができない場合には、状況に応じた支援策等も検討する。

今後、学校統合やその他状況の変化に対応し、「通学距離」「通学安全」に影響を及ぼす可能性がある場合は、地域状況に応じた支援策等についても検討する。

4 遠距離通学支援策についての考え方

学校統合等による通学区域の拡大や、学校施設の建替えに伴い一時的に他の施設を活用する期間に、望ましい通学距離を著しく超える場合、例外的な対応として、遠距離通学支援策の検討が必要である。また、検討にあたっては、通学距離だけでなく、個別の事情も考慮する必要がある。

5 通学区域の弾力化

保護者や地域の信頼に応える学校づくりを推進し、学校選択の機会を拡大していく観点から、学校運営や地域コミュニティに配慮しつつ、通学区域の弾力化を推進する。

① 特別調整通学区域制度

通学区域の適正化や地域コミュニティとの整合性の確保などの観点から、特別調整通学区域の設定の検討を進める。

② 指定地区外就学許可制度

これまで許可基準の緩和や申請手続きの簡素化を図ってきたが、今後も引き続き制度を周知するとともに、必要に応じて許可基準の見直しを検討する。

③ 通学区域特認校制度

制度創設時と比較して指定校数や申請者数ともに減少しており、制度の見直しが必要である。

④ 学校選択制

学校運営や地域コミュニティに大きく影響しない範囲で、従来実施してきた制度に併せて、一定の制限を設けた上で更なる学校選択機会の拡大を図るための新たな方策としての学校選択制については、他都市事例の研究や、保護者や地域住民、学校関係者などからの意見及びニーズを把握して引き続き検討を進める。

II 適正な学校規模について

1 適正な学校規模の考え方

本市においては、教育効果との相関、教員配置など教育指導面における充実や管理運営面、学校施設・設備の効率的な使用などから総合的に判断し、**小・中学校では12～24学級を「適正規模校」とし、小学校で11学級以下、中学校で8学級以下を「小規模校」、中学校における9～11学級を「準小規模校」、小・中学校で25～30学級を「準適正規模校」、31学級以上を「過大規模校」とする。**

		11	12		24	25	30	31 (学級数)
小学校	小規模校		適正規模校			準適正規模校		過大規模校
中学校	小規模校	準小規模校	適正規模校			準適正規模校		過大規模校
	8	9	11	12	24	25	30	31 (学級数)

2 学校規模の適正化方策

(1) 基本的な考え方

学校規模の適正化方策については、児童生徒の教育環境の改善のため、積極的に推進する必要がある。保護者や地域住民の理解や協力を得ながら、通学区域の変更や弾力化等の手法を検討、実施することにより、小規模校、過大規模校の解消を推進する。

また、小規模校や過大規模校の状態が解消されない場合やその進行が著しい場合等で、地域状況を考慮した具体的な学校規模の適正化等の検討が必要な場合は、「横浜市学校規模適正化等検討委員会条例」に基づき、保護者や地域住民の理解と協力を得られるよう部会を設置し、十分な調整を行う。

(2) 小規模校対策について

小規模校の課題を解消し、教育環境を改善するとともに、効果的かつ効率的な学校経営を行うために、地域と十分に調整を図り、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、通学区域の変更及び弾力化等を行い学校規模の適正化を推進する。

なお、通学区域の変更や弾力化等が実施できない場合や実施によっても小規模校が解消しない場合については、学校統合について検討を進めることとする。

◎学校統合の対象となる地域

- ① 小規模校の学校が複数近接する地域
- ② 小規模校と適正規模校・準適正規模校が近接する地域
※ 学校統合後の学校規模が、恒常的に31学級以上の過大規模校とならない範囲とする。
- ③ 小規模化の進行が著しく、教育環境確保のため早急な対応が必要な地域
※ 将来小規模化が予測される学校も、小規模校と同様に対象とする。

◎学校統合時の配慮事項

- ① 学校統合の対象校の児童生徒及び保護者や地域住民に対しては、対象であることの周知と課題の共有を早期に積極的に行う。
- ② 児童生徒の教育環境が低下しないよう統合校の施設に配慮する。
- ③ **学校統合前後の過程において、学校間の児童生徒等の交流を実施するための期間設定など、児童生徒の心理的負担の軽減に努める。また、交流期間においては、必要に応じて、PTA等の組織の再編に係る支援を行い、学校運営や支援活動の滞りがないよう配慮する。**
- ④ 小学校の学校統合については、小中一貫教育の観点から、中学校通学区域や小中一貫教育推進ブロックに配慮する。
- ⑤ 学校統合により適正な通学距離が保てない場合、通学支援策を検討し実施する。

◎学校統合時の学校施設の考え方

既存の学校施設を活用して統合することを基本とし、既存の学校施設の規模が不足する場合は、施設拡充により対応することも検討する。

◎学校施設の建替検討との関連

学校規模の適正化の方策として、学校統合を検討する場合には、検討対象校の学校施設の築年数等を踏まえ、学校施設の建替えも併せて検討する。老朽化対策と機能改善についても検討し、効率的な施設整備を進める。

また、大幅な通学区域の調整についても検討するとともに、増築などの施設整備に係る費用軽減も検討する。

◎部会の配慮事項

部会を設置して学校規模の適正化に向けた検討を円滑に進めるためには、必要に応じて、学校運営協議会や横浜市学校規模適正化等検討委員会など、外部の知見を参考にする。

◎学校統合によって生み出される旧学校施設の利活用

学校統合によって生み出される土地、建物については、「横浜市資産活用基本方針」及び「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」に基づき、立地特性や地域のニーズ等を十分に把握しながら、本市として、利活用の検討を行う。

(3) 過大規模校対策

児童生徒の急増により、過大規模校となることや教室不足が見込まれ、学校の分離新設や増築等による対応が見込めない場合は、通学支援策を考慮した上で、早期に大幅な通学区域の変更等の検討が必要である。

また、通学区域調整による方策だけでなく、指定校以外の学校へ就学を認める取組を検討するなど、新たな学校規模の適正化の方策について検討する必要がある。

◎分離新設を検討する条件

学級数が31学級以上の過大規模の状態が続き、通学区域の変更等によってもその解消を図ることが困難な場合。ただし、施設、教育内容、児童生徒指導などに支障がない場合はこの限りではない。

なお、分離新設を実施するための予定地の確保が困難な場合は、分離新設以外のその他の方策を柔軟に講じることを検討する。

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針 改訂素案」

市民意見募集実施結果について（速報版）

平成 22 年 12 月に策定した「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直しを進めるにあたって、平成 30 年 9 月に新たな基本方針の素案を公表し、市民意見募集を実施しました。この実施結果について報告します。

1 実施結果

(1) 市民意見募集期間

平成 30 年 9 月 28 日(金)～10 月 29 日(月)

(2) 意見提出状況

投稿数 93 件

意見数 132 件

(3) 項目別意見数

意見への対応		意見数
1	通学区域制度について	50 件
2	学校規模及び配置の適正化について	48 件
3	その他・全般について	34 件
合 計		132 件

(4) 意見への対応状況

意見への対応		意見数
1	基本方針改訂素案に関するご意見 ※これらのご意見については、改訂素案の修正の参考及び基本方針改訂後、具体的な事業や取組みを進める上での参考とします。	108 件
2	その他のご意見	17 件
3	質問、問合せ等	7 件
合 計		132 件

(5) 属性別投稿数

保護者	学校関係者	地域関係者	その他	不明	合計
20 件	4 件	30 件	2 件	37 件	93 件

2 主な意見 及び 意見に対する考え方

(1) 基本方針改訂素案に関するご意見

主な意見	意見に対する考え方
【通学区域の設定について】 <ul style="list-style-type: none"> ・通学区域が地区連合を跨いでいるケースがある。地域コミュニティを大切にしてほしい。 ・複数の区にまたがるような学区の設定をする時には地域の状況に配慮してほしい。 ・通学距離がより短い学校に通えるようにしてほしい。 ・通学安全に配慮した通学区域設定をすべき。 	「学校規模」、「通学距離」、「通学安全」を基本としつつ、「地域コミュニティとの関係」や「行政区」、「小学校・中学校の通学区域」を総合的に配慮して、通学区域の設定・変更を行ってまいります。
【特認校制度について】 <ul style="list-style-type: none"> ・特認校制度の見直しについて学校ごとの様々な事情を配慮してほしい。 【学校選択制について】 <ul style="list-style-type: none"> ・学校間の切磋琢磨や教員間の向上心を育むため、一定の条件のもとに学校選択制を導入することを検討する必要がある。 ・学校選択制については、小規模校の一層の小規模化等の恐れがある。 	ご要望の内容については、今後の具体的な事業や取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。
【小規模校対策の考え方について】 <ul style="list-style-type: none"> ・単級でクラス替えができないことは子どもにとっても、保護者にとっても負担である。 ・PTAの合流の支援について配慮してほしい。 	児童生徒の教育環境の改善のため、保護者や地域住民の理解や協力を得ながら、学校規模の適正化を推進してまいります。
【過大規模校対策の考え方について】 <ul style="list-style-type: none"> ・児童数が多すぎて教員が子どもの面倒を見きれない。 ・児童数が急増した際、スクールバス等を配備して小規模校に児童を誘致する等の策も考えられる。 	児童生徒の教育環境の改善のため、保護者や地域住民の理解や協力を得ながら、学校規模の適正化を推進してまいります。
【特定の地域に関する具体的な要望等について】 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の指定校と違う学校に通えるようにしてほしい。 ・自宅からより近い学校を選択できるようにしてほしい。 ・児童生徒が減少(増加)している地域について、適正規模化の検討をしてほしい。 	ご要望の内容については、今後の具体的な事業や取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。

(2) その他のご意見

主な意見	意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・30人学級など、1学級の人数を見直してほしい ・小学生の荷物の重量負担を見直してほしい ・小学生と中学生の登校時間をずらしてほしい 	当基本方針の内容に関するご意見ではございませんが、教育全般に関するご意見として参考にさせていただきます。